



トピックス	TOP	MPD
S・A	19~22	19~22
論文	7・8	5

緊急逮捕



検察官、検察事務官又は司法警察職員は、死刑又は無期若しくは長期3年以上の拘禁刑に当たる罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない(刑訴法210条1項)。

緊急逮捕の意義

緊急逮捕とは、**法定の重い罪**を犯した**嫌疑が十分**である被疑者について、**緊急性がある**場合に、逮捕状の発付前に身柄を拘束し、その後**直ちに裁判官に逮捕状の発付を求める**逮捕手続をいう。

緊急逮捕の実質的要件

1 犯罪の重大性

緊急逮捕が可能となる罪は、**死刑又は無期若しくは長期3年以上の拘禁刑**に当たる罪である。

ここに示された刑は、刑罰法規が定めている**法定刑**であり、処断刑ではないので、法定刑が修正される従犯(幫助犯)や、中止犯(中止未遂)に該当する被疑者も緊急逮捕は可能である。

従犯の場合は刑が**減輕**されるが、緊急逮捕ができるか否かは**正犯の法定刑**により判断することとなる。



令和4年6月17日に公布された改正刑訴法で「懲役若しくは禁錮」が「**拘禁刑**」に、「充分」は「**十分**」に改められています。いずれも**令和7年6月1日から施行**されています。

2 嫌疑の十分性

被疑者について、**罪を犯したことを疑うに足りる理由が「十分」**でなければならない。ここにいう「十分な理由」とは、通常逮捕(刑訴法199条1項)における「相当な理由」よりも**高度の嫌疑**がある場合をいう。

これは捜査機関の主観的理由では足りず、**客観的資料に基づいた合理的な理由**でなければなりません。法改正により「十分」となりましたが、解釈の変更はないと解されます。



3 逮捕の緊急性・必要性

(1) 逮捕の緊急性

緊急逮捕は、**急速を要し**、裁判官の逮捕状を求めることができない場合に可能となる。急速を要する事情は、通常逮捕の逮捕状請求を行っていたのでは、被疑者が逃走する、又は証拠隠滅するおそれがある場合であることを意味する。

(2) 逮捕の必要性

刑訴法210条には、刑訴法199条2項但書のように、**逮捕の必要性**を要件とする旨の明文規定はないが、この点は立法上の不備であり、逮捕の必要性は、通常逮捕にだけ要求される要件ではなく、**緊急逮捕にも当然に要求される**と解されている。

緊急逮捕の手続(緊急逮捕の形式的要件)

1 逮捕権者

緊急逮捕できる者は、**検察官、検察事務官又は司法警察職員**である。

2 逮捕理由の告知

緊急逮捕に際しては、被疑者に対し「その理由」を告げる必要がある。告げる内容は、逮捕の緊急性という点において「逮捕状の緊急執行」と共通するため、**理由なく逮捕するものではないことを一応理解できる程度**に告げる必要がある。



判例

逮捕理由の告知

被疑事実の要旨を告げるというのは、事件名すなわち罪名を告げるというとは異なり、ある程度の被疑事実の内容を告げることをいうのである。したがって、単に窃盗の嫌疑で逮捕状が発せられている旨を告げた程度では、逮捕状の緊急執行の手続要件を欠如するもので、適法な逮捕とはいえない(福岡高判昭27.1.19)。